

公益社団法人 鶴見法人会

地域振興助成事業 助成金交付事業の募集

☆法人会は地域を元気にする活動を応援します☆

法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。
公益社団法人鶴見法人会では、鶴見区内で自主的に活動している団体・グループの一助になればとの思いから、公募型の助成制度を実施します。下記の内容をご参考に、詳しくは事務局へお尋ね下さい。

1. 助成対象

本事業の助成対象は鶴見区内のいずれかに本部を有する団体又は、居住する方々のグループにより行われるものを助成の対象とします。但し、いずれも営利を目的とする事業や活動は除外されます。また、その事業年度において1団体1申請のみ受け付けます。

2. 対象活動

以下の『対象事業・対象経費』に該当するもの。但し、掲載されていない内容でも選考委員が必要と判断する事業については、助成出来る場合があります。

対象事業	対象経費	助成額
① 講演会・各種広報啓発活動	事業費	上限 10万円
② 地域各種団体	事業費・備品等購入費	上限 10万円
③ 伝統芸能・地域特色文化活動	備品等購入費	上限 10万円

※助成標準額はあくまでも目安であり、助成決定額は応募事業の内容、規模等により異なります。但し、以下のものに対しては助成対象から除外します。

- (1) 経常的な運営資金・活動資金に対するもの
- (2) 事業計画内容と助成希望額が不適正なもの
- (3) 申請者の組織・責任の所在が不明確なもの
- (4) 営利目的活動、宗教活動、政治活動の懸念があるもの
- (5) 広告や寄付目的の申込
- (6) 他団体から助成を受けてる場合
- (7) 助成金については、審査の関係で減額になる事がありますので、ご了承ください。

☆『助成金対象経費』については明確詳細に申請書へご記入ください。

例①：講演会＝事業費＝講師謝金

例②：地域各種団体＝備品等購入＝イベントのぼり旗、立看板、車椅子等

例③：伝統芸能＝備品購入＝団体専用旗、楽器（太鼓等）、衣装等

3. 選考方法

当会選考委員会にて、申請を受けた団体の活動、申請内容等を審査し、決定した後、2月上旬頃までに選考結果を通知いたします。

4. 公募期間（申請書提出の締切）

令和4年1月20日

5. 申込方法

事務局に用意してある所定の申請用紙と対象内容に応じた添付書類を用意の上、事務局宛に1月20日迄[必着]にご提出下さい。（直接事務局まで持参して頂くか、郵送のみ受付可能で、FAXは不可とします。）応募書類は返却いたしません。

（申請書はホームページ上からも取得出来ます）

※応募数が多い場合、助成選考から漏れる場合や要望額等に添えない場合がありますことを、あらかじめご了承下さい。

☆詳細な内容は事務局へお尋ね下さい！

公益社団法人 鶴見法人会

横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル5階

TEL 045-521-2531 FAX 045-503-2051

<http://www.tsurumi.or.jp>

E-mail: hojinkai@tsurumi.or.jp